

# 法学部法律学科ゼミナール委員会規約

発行年月日 2026 年 10 月 17 日

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(名称)

本会は、「法学部法律学科ゼミナール委員会」と称する。

### 第 2 条(目的)

本会は、塾法学部法律学科に属する研究会及びその会員の相互親睦扶助を図り、各研究会に於ける活動を支援し、以て塾に於けるアカデミズムの興隆に寄与することを目的とする。

### 第 3 条(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 本会 法学部法律学科ゼミナール委員会をいう。
- ② 本会構成員 各研究会の代表又はこれに準ずる者をいう。
- ③ 三役 本会委員長、副委員長、財務主任をいう。
- ④ 常任委員 三役を除く役員をいう。
- ⑤ 各主任 常任委員及び財務主任並びに監査主任をいう。
- ⑥ 研究会 塾法学部法律学科に属する研究会やゼミナールをいう。
- ⑦ 本会会費 各研究会会員より拠出される本会運営費および繰越金をいう。

### 第 4 条(本会の位置付け)

本会は、全塾ゼミナール委員会の傘下団体であり、本会会費の用途について全塾協議会の監査を受ける。

### 第 5 条(遵守義務)

本会は、全塾協議会及び全塾ゼミナール委員会が定める各種の規約規則を遵守しなければならない。

### 第 6 条(所在地)

本会は、慶應義塾大学三田キャンパス学生団体ルーム第 32 番教室に本拠を置く。

#### 第7条(組織)

本会は、慶應義塾大学法学部法律学科に属する各研究会によって構成される。

#### 第8条(解散)

本会は、以下の各号に定める事由が発生した場合解散する。

- ① 理由なく役員会が6月以上開催されない場合
- ② 総会で本会構成員総数の全会一致の議決があった場合

### 第2章 活動

#### 第9条(活動)

本会は、第2条の目的を達成するため、塾生の健全な利益を害しない限りにおいて、次の活動を行う。

- ① 各研究会に入る者の募集及びイベント企画など、研究会間での連携を必要とする場面における各研究会代表者等への連絡の取次ぎ
- ② 研究会間の親睦を深めることを目的としたイベントの企画
- ③ 学外の法学連盟が主催する討論会の告知及び参加者の募集
- ④ 法律学研究の刊行及び原稿の募集
- ⑤ 三田祭講演会に関する企画及び告知

#### 第10条(会費徴収)

本会は、前条所定の活動の予算確保のため、各研究会より会費の徴収を行うことができる。

### 第3章 構成員

#### 第11条(構成員の資格)

本会を構成する者は、本会に所属する各研究会が選出した代表者でなくてはならない。

#### 第12条(研究会及び本会構成員の入会)

研究会及びこれを代表する者の入会は、委員長が定める手続きによる登記をもって行われる。

### 第13条(構成員の退会)

1. 交代によらない本会構成員の退会は、委員長にその旨の報告をしなければならない。
2. 退会した者が属する研究会は、本会へ後任者を選出しなければならない。

### 第14条(構成員の資格剥奪)

1. 委員長は、以下の各号に掲げる事由に該当する研究会の代表者に対して、本会構成員としての資格を剥奪すべきと判断した場合において、本会構成員にその旨を告知し、役員会にて役員の全会一致による賛成を得た場合は、その者の本会構成員としての資格を剥奪できる。
  - ① 本会構成員としての職務を怠慢又は放棄し、これによって本会又は各研究会に対して著しい損害を与えたとき
  - ② 本会が定め又は遵守する規約規則に違反し、本会の名誉又は信用を著しく毀損したとき
  - ③ その他、資格を剥奪すべき重大な故意過失がある行為の存在が認められる場合
2. 前項に該当する者が役員である時は、役員会における資格を剥奪する審議において、当該者の決議権は当然に停止する。
3. 代表者の本会構成員としての資格が剥奪された研究会は、本会に対して速やかに後任者の選出をしなければならない。

## 第4章 会長及び役員等

### 第15条(会長)

本会は、学部学則 183 条 2 項に基づき会長を置く。

### 第16条(役員)

本会は、次に掲げる役員を定める。ただし三役は、相互に兼職できない。

- |          |     |
|----------|-----|
| ① 委員長    | 1 名 |
| ② 副委員長   | 1 名 |
| ③ 財務主任   | 1 名 |
| ④ 企画主任   | 1 名 |
| ⑤ 総務主任   | 1 名 |
| ⑥ 財務     | 1 名 |
| ⑦ 渉外主任   | 1 名 |
| ⑧ 法学研究主任 | 1 名 |

⑨ 入ゼミ主任 1名

第17条(役員の業務報告の取次)

役員の業務報告等進捗や業務連絡に関する取次の連絡網は、本会規約付帯資料の通りである。ただし委員長への直接の連絡は、これを妨げない。

第18条(委員長)

委員長は、本会全体の活動の統括を担いかつ包括的な責任を負う。その業務の執行のため、委員長は、以下の権限を有する。

- ① 役員会の招集
- ② 役員（委員長は除く）に係る任免
- ③ 監査主任及び監査の指名
- ④ 委員長補佐の任免
- ⑤ 学外の法学連盟が主催する討論会及び学生活動の運営への参加の決定
- ⑥ 本会構成員資格剥奪の発議及び執行
- ⑦ 財務主任、企画主任及び委員長補佐の指揮監督

第19条(委員長の義務)

本会委員長は、以下に掲げる義務を忠実に履行する。

- ① 信義公正の原則に従った業務執行
- ② 状況に応じ、各研究会に対し公平性に基づいた情報提供や活動の支援
- ③ 各研究会の求めに応じて必要な情報の開示

第20条(副委員長)

副委員長は、委員長を補佐し、以下の権限を有する。ただしこれら権限は、委員長の権限行使について、これを妨げない。

- ① 副委員長補佐の任免
- ② 総務主任及び副委員長補佐の指揮監督
- ③ 委員長より授権された委員長権限の代理行使

第21条(主任)

主任は、以下に定める各所管業務の責任者たる役員である。

- ① 財務 本会に関する財務全般を担う
- ② 企画 本会のスポーツや三田祭講演会等の企画立案一切の業務を担う
- ③ 渉外 学外の法律連盟主催の討論会の開催やその補助を担う
- ④ 法律学研究 学生論文集「法律学研究」の編集刊行を担う

- ⑤ 総務 本会のホームページ整備等の業務を担う
- ⑥ 入ゼミ 入ゼミに係る企画準備を担う

## 第22条(特任補佐)

1. 特任補佐は、役員に相当する臨時職である。ただし、主任から選定できない。
2. 特任補佐は、役員会において決議権を持ち、これに出席するよう努めなければならない。
3. 委員長は、委員長補佐を3名の限度で選定及びその解職することができる。
4. 副委員長は、副委員長補佐を1名の限度で選定及びその解職ができる。

## 第23条(監査)

1. 本会は、監査主任及び監査を、必ず置かなければならない。
2. 監査主任は、1名を限度とする。
3. 監査主任及び監査は、次の権限を有する。
  - ① 本会の財務状況の監査
  - ② 本会の業務執行の監査
4. 前項の目的を達成するため、監査主任又はその職務代行者たる監査は、役員会に出席しなければならない。ただし役員会において決議権は有さない。

## 第24条(監査の兼職)

1. 監査主任及び監査は、役員を兼職できない。ただし特任補佐につき、その所管業務がその執行に予算を不要とし、かつ一定の専門性の必要とする場合に限り、その兼職を認める。
2. 前項ただし書きの場合、役員会にて特任補佐が有する決議権の行使は、これを妨げない。

## 第25条(辞任)

1. 役員及び監査主任並びに監査は、心身の不調等のやむにやまれぬ事情によって、その職を辞任することができる。
2. 委員長は、自らの辞任に際し、副委員長及び財務主任並びに監査主任にその旨を報告しなければならない。
3. 前項の他、辞任する者は、委員長にその旨を報告しなければならない。
4. 委員長は、自らの辞任に際し、総会の指名に基づき、必ず後任を任命しなければならない。後任の任命がない場合は、副委員長が臨時で委員長の職務を代行する。

## 第5章 会議

### 第26条(役員会)

1. 役員会は、本会の最高執行機関であり、次に掲げる場合において、開催する。
  - ① 定例会 毎月開催
  - ② 臨時会 委員長又は副委員長の招集による
2. 臨時会は、役員の3分の1以上の請求により開催することができる。
3. 役員会は、規則の制定及び新規約案の提出について、独占的に審議する権限を有する。
4. 役員会は、本会規約規則が定めるところに従い、総会を開催する義務を負う。
5. 役員は、役員会に出席するように努めなければならない。

### 第27条(役員会の決議)

役員会における決議は、原則出席者の過半数の議決を要する。ただし、本会規約規則で特別の定めがある場合は、この限りではない。

### 第28条(総会)

1. 総会は、本会構成員より構成される、本会の最高意思決定機関である。
2. 役員会は、総会の開催日時決定に際して、本会構成員の可能な限り最大限多数が参加できるよう配慮しなければならない。
3. 定期総会は、5月に開かれ、以下の事項を審議する。
  - ① 委員長その他各所管業務担当者の任免
  - ② 各主任の指名又は委員長への推薦
  - ③ 委員長の指名に基づき、監査主任及び監査の任命を承認
  - ④ 本会の前年度決算の報告及び当年度予算の承認
  - ⑤ 本会構成員が開催3日前までに、委員長に提出した議案の審議
  - ⑥ その他本会に関する重要事項
4. 以下の事項を審議する時は、臨時総会は開かねばならない。
  - ① 規約の制定又は改正の承認
  - ② 委員長が必要と認めた場合
  - ③ 本会構成員の7人又は総数の5分の1以上の請求があった場合
  - ④ 本会構成員が開催3日前までに、委員長に提出した議案の審議
  - ⑤ その他本会に関する重要事項

### 第29条(総会の定足数及び決議)

1. 総会の定足数は、本会構成員総数の3分の1とする。

2. 決議は、原則出席者の過半数の議決を要する。ただし、本会規約規則で特別の定めがある場合は、この限りではない。

### 第30条(書面総会)

役員会は、臨時総会の開催が困難と判断される場合において、書面上で採決を行い、決議の代わりとすることができる。

## 第6章 引継ぎ等

### 第31条(引継ぎ)

1. 役員は、自らの後任者に、各所管業務について説明しなければならない。
2. 以下に掲げる物及び記録は、各号が指定した者が後任者へ引継がなければならない。
  - ① 本会印 財務主任
  - ② 本規約 委員長
  - ③ 本会名義の普通預金通帳 財務主任
  - ④ キャッシュカード 財務主任
  - ⑤ 財務通帳 財務主任
  - ⑥ 銀行印 財務主任
  - ⑦ 各種業務に必要な書類等 副委員長及び各所管業務主任
3. 前委員長及び監査主任は、その職責として、各業務で適切に引継ぎがなされているか確認する義務を負う。
4. 副委員長は、新規入会者らに係る名簿を作成・保管し、次期委員長に提供する義務を負う。

### 第32条(監査業務の補佐)

委員長は、監査について、前年度に役員を務めた者を指名することを原則とする。

### 第33条(規約規則の公示等)

1. 新委員長は、就任後遅滞なく本規約及びこれに基づく規則を公示しなければならない。
2. 前委員長は、前条が定める引継ぎが完了した場合、その旨は本会構成員へ通知しなければならない。
3. 新委員長は、就任後遅滞なく人事を定めなければならない。

## 第7章 財務規律

### 第34条(収入)

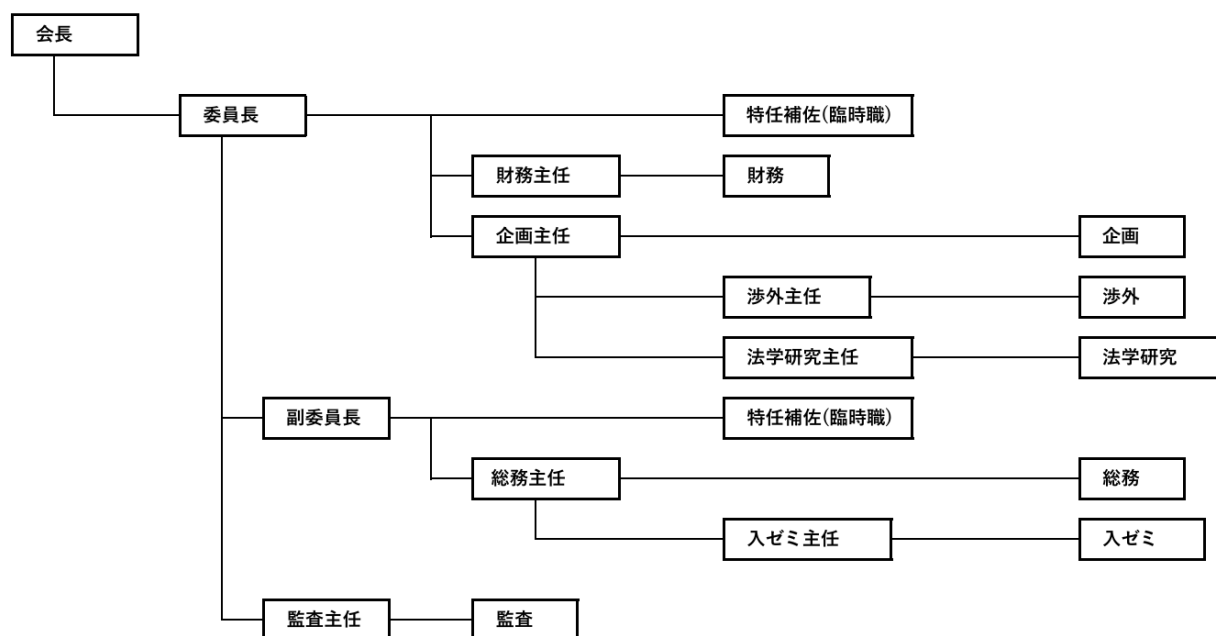
本会の収入は、各研究会より徴収する拠出金を基本とする。

### 第35条(会計年度)

本会の会計期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第36条(義務)

本会は、拠出金に関して、通常の活動に必要とされる適切な予算に基づいた徴収額について検討する義務を負う。



附帯資料 法学部法律学科ゼミナール委員会人事組織図